



御社の組織活力・生産性 UP を促進する

あおば新聞

編集長：三芳 大介 局長：田島 智 社主：阿久津 渉

2018年9月

～ 社会保険料の変更をお願いします ～

今年の算定も届出が完了致しました。ご協力ありがとうございました。

社会保険の算定結果は9月分から反映されます。**実際に社会保険料を変更するのは、翌月支払いの原則があることから「10月に支払われる給与」からとなります**(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます)。

算定によって決定された**個人別の社会保険料一覧表(青色の用紙)**を9月中旬頃までに順次発送致しますので、新しい保険料への変更をお願い致します。

～ お知らせ ～

< 社会保険加入の顧問先様 >

社会保険の随時改定(いわゆる月変)…基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

< 36協定届を労働基準監督署に未提出の顧問先様 > *36協定届の正式名称=「時間外労働/休日労働に関する協定届」

あおば新聞であらためて掲載する予定ですが、36協定届は所轄の労働基準監督署に提出した上で、社内で掲示又は備え付けることで、初めてその法的効力が発揮されます。4/1付以降の基準日で、書類の捺印・カレンダー依頼を何度かご連絡させていただいていますが、未だご返送いただいていない顧問先様がいらっしゃるようです。あらためてご確認ください。

< あおば新聞で貴社を紹介することができます >

貴社の業務をあおば新聞内で紹介することができます。スペースは限られてしまいますが、詳細はご相談させていただければと思います。

～ 2018年度 埼玉県最低賃金は、「898円」に引き上げられる予定です ～

最低賃金は毎年10月をめどに見直しが行われます。政府は最低賃金を毎年3%程度引き上げて全国平均「時給1,000円」の実現を目指しています。ここ3年間の埼玉県の最低賃金の推移を見てみると、毎年ほぼ3%の引き上げが実際に行われています。

2016年 845円(+2.96%) ⇒ 2017年 871円(+2.99%) ⇒ 2018年 898円(+3.01%)

今回は、最低賃金について知っておきたい5つのポイントについてお知らせします。

■最低賃金とは？

使用者が労働者に支払わなければならない、賃金の最低額を定めた制度です。仮に最低賃金額より低い賃金で雇用契約を結んでも、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同じ額での契約をしたものとみなされます。

■最低賃金の対象となる人は？

最低賃金は、アルバイト、パート、正社員、契約社員など働き方を問わず雇用契約を結んで労働者として働く方であれば、誰にでもあてはまるルールです。

■最低賃金の種類は？

都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金(これは毎年12月をめどに見直し)」があります。

「特定(産業別)最低賃金」は、「地域別最低賃金」より高い金額水準で定められていて、両方の最低賃金が当てはまる労働者には、使用者は、**高い方の最低賃金額**つまり「特定(産業別)最低賃金」額以上の賃金を支払わなければなりません。

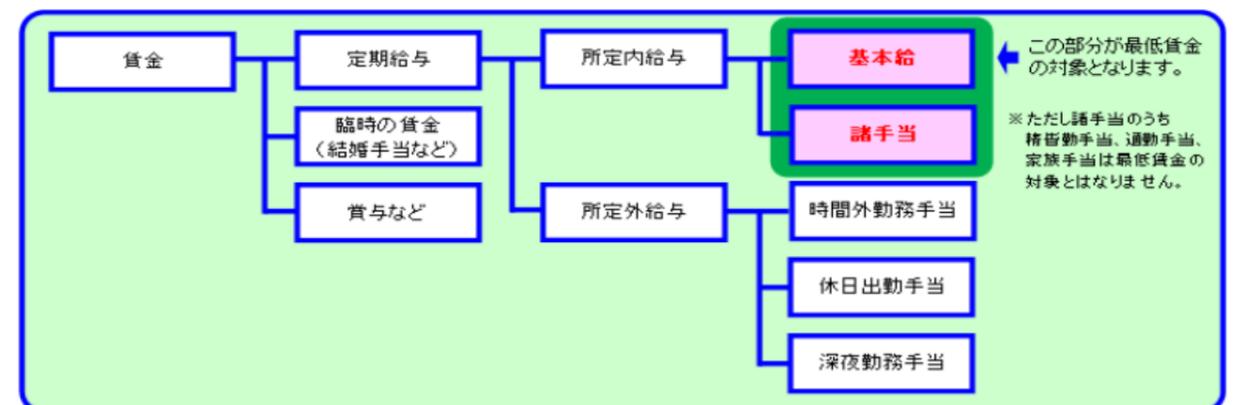
■最低賃金の対象となる地域は？

労働者が所属している事業所の所在地の最低賃金です。例えば、本社が埼玉県であっても、所属する事業所が群馬県にある場合は、群馬県の最低賃金となります。

■最低賃金の対象となる賃金は？

毎月支払われる基本的な賃金です。残業代や賞与は含まれません。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金等)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金等)
- (5) 午後10時～午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金等)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



～ 法改正情報 ～

★健康保険法…70歳以上の保険加入者で現役並所得者の高額療養費の上限に対する所得区分の変更

これまで70歳以上の方は、健康保険証・高齢受給者証のみで自動的に高額療養費の限度額認定の仕組みが適用されてきましたが、平成30年8月診療分以降、**右記①②**に該当する方で、窓口での支払を限度額までにしたい方は、限度額認定証が必要になりました。詳細はお問い合わせください。

【70歳以上の保険加入者で現役並所得者の区分が1つから3つに変更】

平成30年7月診療分まで	標準報酬月額28万以上の方
	↓↓↓
平成30年8月診療分から	①標準報酬月額28万～50万円の方
	②標準報酬月額53万～79万円の方
	③標準報酬月額83万円以上の方

*いずれも共通で高齢受給者証の負担割合が3割の方



社会保険労務士法人

あおば労務経営事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾6-6-1
TEL: 048-592-0475 FAX: 048-592-0590
e-mail: mado@aobaroumuoffice.com